

# メールオーダーサービス よくあるご質問について

〈サービス全般について〉

## Q1.メールオーダーサービスとはどのようなものですか？

当組合メールオーダーサービスは、口座開設から預け入れ、追加申込や解約、諸届変更まで、全て郵送で完結するサービスです。

当サービスは、当組合スマイル支店のみお取扱いしております。

## Q2.メールオーダーサービスは誰でも利用できますか？

当組合営業エリアにお住まいの満18歳以上の個人の方、あわせて当組合組合員になれる方がご利用になれます。

なお、反社会的勢力に該当する方、外国PEPsに該当する方、税務上の居住国が日本でない方、法人はご利用できません。

詳しくは「メールオーダーサービス特約」をご覧ください。

また、既に当組合本支店でお取引のある方も本サービスをご利用いただけません。

## Q3.申込方法を教えてください。

当組合ホームページ、またはフリーダイヤル（0120-798-615）から資料請求を行ってください。お客様のご住所に申込書類を郵送させていただきます。

申込書類にご本人様の自筆で必要事項をご記入・ご捺印いただき、本人確認書類（2点）を同封のうえ、添付の返信用封筒にてご返送ください。

※アップロード済みの方は本人確認資料の提出が不要となります。アップロード不可の資料もございますので詳しくは下部画像『本人確認書類の留意事項』をご確認ください。

申込内容を確認のうえ、普通預金口座を開設し、口座番号を本人限定受取郵便にてお知らせいたします。

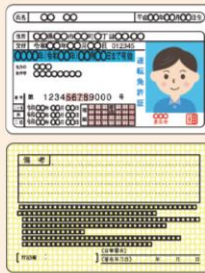
お知らせした口座番号に定期預金・出資金の作成資金を振り込んでいただいた後、口座を開設し、定期預金証書・普通預金のキャッシュカード・出資金受付書を郵送でお届けします。

## 本人確認書類の留意事項

「**A**の中から2種類」または「**A** 1種類+ **B** 1種類」をご用意ください

### A 顔写真付きの公的書類のコピー

- ①運転免許証／運転経歴証明書(両面)
- ②特別永住者証明書(両面)※
- ③在留カード(両面)※
- ④個人番号カード  
(マイナンバーカード)(表面のみ)
- ⑤身体障がい者手帳／  
精神障がい者保健福祉手帳／  
療育手帳／戦傷病者手帳  
[顔写真・氏名・生年月日のあるページ1枚]



※外国籍の方は必ず、  
②特別永住者証明書③在留カードのいずれかをご送付ください。

### B 顔写真のない公的書類

#### ●コピーでの提出書類

- ①各種健康保険証(両面)  
[住所欄にご住所の記入がない場合は  
ご記入のうえコピーしてください]
- ②後期高齢者医療被保険者証



#### ●原本での提出書類

- [コピーは不可  
以下の書類は、郵送のみ対応]
- ③住民票の写し
  - ④住民票記載事項証明書
  - ⑤印鑑登録証明書
- ③～⑤は当組合到着時点で発行後3ヵ月以内のものに限ります。  
ご送付いただいた書類につきましては、返却いたしませんので  
あらかじめご了承ください。

※本人確認書類は、すべての内容が写るよう鮮明にコピーしてください。

Q4.本支店窓口でもメールオーダーサービスを利用できますか？

当組合本支店窓口では、メールオーダーサービスのお取扱いをいたしていません。  
本サービスは、スマイル支店のみお取扱いしております。

Q5.申込書類を送付してから、手続きにはどれくらいかかりますか？

2週間程度を予定しております。

Q6.このサービスで口座開設に必要な本人確認書類の種類について教えてください。

本サービスでは、全ての手続きを郵送で行う事から、本人確認をより厳格に行う目的で、  
顔写真付き本人確認書類を含む2点の本人確認書類をご提出いただきます。  
詳しくは Q3 の『本人確認資料について』の画像をご参照ください。

Q7.申込みを途中で取りやめた場合は、申込書類や本人確認書類は返却されますか？

ご送付いただきましたお申込書類や本人確認書類は、ご返却いたしませんのであらかじめ  
ご了承のうえお申込みください。

**Q8.メールオーダーサービスの預金は預金保険制度の対象ですか？**

預金保険制度の対象となります。

預金保険制度で保護される預金は1金融機関ごとに預金者1人あたり元本1,000万円までとのお利息が保護されます。

**Q9.預け入れしている預金の残高の確認方法を教えてください。**

普通預金については、キャッシュカードにより提携ATMにて残高照会することで確認していただけます。また、しんくみアプリ「with CRECO」からでも残高及びお取引内容をご確認いただけます。（詳しくは「with CRECO」でご検索ください）

定期預金については、全て元金自動継続となっておりますので、定期預金証書の額面が残高となります。（お利息はすべて普通預金に入金されます）

なお、定期預金は満期を迎える前に満期のご案内を送付しております。

**Q10.普通預金だけでも作れますか？**

普通預金のみのお取引はできません。

メールオーダー専用定期の契約時には普通預金の口座開設が必要となります。こちらの普通預金の利用目的は定期預金等の資金の振込および預金利息や出資配当金の受取りに限定しています。

なお、普通預金の口座開設（口座番号通知）後、2か月以上経過しても定期預金等の資金の入金がない場合は、事前通知をする事なく普通預金口座を解約いたします。尚、キャッシュカードの発行は、定期預金契約後となります。

**Q11.インターネットバンキングは利用できますか？**

スマイル支店で取扱う普通預金口座についてはインターネットバンキングのご利用は出来ません。※当店はメールオーダーに特化しておりますのでインターネットバンキングのご契約もできませんので、ご了承願います。

**Q12.定期預金証書、キャッシュカードを失くした場合はどうしたらよいですか？**

直ちにフリーダイヤル（0120-798-615）までご連絡ください。

時間外の場合は、「しんくみATMセンター」047-498-0151にご連絡ください。

届出のご住所に再発行手続きの書類を送付いたしますので、必要事項をご記入・ご捺印の上、本人確認書類1点を同封の返信用封筒にてご返送ください。

なお、再発行には手数料がかかりますので、予めご了承ください。

## 〈普通預金について〉

### Q13.普通預金の通帳・キャッシュカードは発行されますか？

メールオーダーサービス専用普通預金は通帳を発行いたしません、キャッシュカードは発行いたします。

お客様には、普通預金口座番号通知を本人限定受取郵便にて送付させていただきます。

キャッシュカードについては、定期預金作成後、ご自宅に簡易書留郵便にて送付させていただきます。

なお、お客様お一人につき1口座に限らせていただきます。

### Q14.本人限定受取郵便とは何ですか？

「本人限定受取郵便」とは、郵便物をお受け取りの際に本人確認書類をご提示いただくことでお申し込み者ご本人様に限り郵便物を受け取ることができる日本郵便の郵便サービスです。

なお、当組合からは「特定事項伝達型」にてお送りいたします。その際の本人確認書類は顔写真付きに限定されておりますので、なるべくお申し込みの際にご送付いただきました本人確認書類をご用意ください。

### Q15.メールオーダーサービス専用普通預金口座で給与振込や年金受取りはできますか？

このサービスでご利用になる口座の利用目的は、「貯蓄・資産運用」に限定させていただきます。給与振込、年金受取、公共料金の振替口座への指定は出来ません。

### Q16.メールオーダーサービス専用普通預金口座開設金額はいくらですか？

0円で開設となります。

### Q17.メールオーダーサービス専用普通預金の金利はどうなりますか？

当組合普通預金の店頭表示金利と同じです。

### Q18.メールオーダーサービス専用普通預金口座の入出金はどうすればよいですか？

入金、当組合 ATM・提携 ATM からお預入れ、またはお近くの金融機関からお振込みください。出金は、お近くの金融機関・コンビニエンスストア等の提携 ATM にてお引き出しが可能となります。ATM での入出金には、手数料がかかる場合がございます。その際の手数料はお客様負担となります。ただし、ATM での入出金手数料については、当組合ではキャッシュバックサービスを行っておりますので、翌月の 20 日に全額返戻されます。

## 〈定期預金について〉

### Q19.定期預金はいくらから預け入れ出来ますか？また、上限額はありますか？

最低預け入れ金額 300 万円から、預け入れ単位は 100 万円単位となっております。

上限額はございません。

預金保険制度で保護される預金は 1 金融機関ごとに預金者一人あたり元本 1,000 万円までとそのお利息が保護されます。

### Q20.定期預金の預け入れ日はいつになりますか？

定期預金・出資金申込金額の全額が入金された日を預け入れ日とし、普通預金から口座振替の方法で定期預金を作成し、証書を郵送します。ただし、入金となった時刻が 15 時以降の場合や、入金日が信用組合休業日の場合は、その翌営業日を入金が行われた日として扱います。

### Q21.定期預金の資金を振り込む際に手数料はかかりますか？また、複数回に分けて振り込むことは出来ますか？

初回預け入れはメールオーダー専用普通預金口座へのお振込をしていただく必要がありますので、振込手数料が発生します。振込手数料はお客様のご負担となります（振込手数料はお客様がご利用になる金融機関にご確認ください）

なお、複数回に分けてのお振込みも出来ますが、都度手数料が発生いたしますのでご了承ください。

### Q22.定期預金が満期を迎える時はどうすればいいですか？

満期日の 2 ヶ月前頃に満期案内のはがきを送付いたします。

定期預金は満期日(自動継続日)に自動継続定期預金スイッチに自動継続しますので、お預け替えのお手続きは不要です。金利は、その年の特別優遇金利定期預金の利率が自動的に適用されるので安心してご利用いただけます。継続後の預金についても以後同様とします。

(スイッチについては HP をご覧ください)

### Q23.定期預金を更に預け入れしたいときはどうすればいいですか？

その際は「追加申込」となり、申込が必要です。

ホームページの「追加申込」ボタンから「定期預金入金票」をご請求ください。

または、フリーダイヤルからも「定期預金入金票」をご請求いただけます。

「定期預金入金票」にご記入の上、本人確認書類（1 点）を合わせてお送りください。定期預金作成資金は普通預金口座にお振込みしていただくか、ATMでご入金ください。

#### Q24. マル優は利用できますか？

本サービスでは、マル優はご利用いただけません。当組合本支店でのお取引をご検討ください。

#### Q25. 総合口座は利用できますか？

本サービスでは、総合口座はご利用いただけません。当組合本支店でのお取引をご検討ください。

### 〈出資金について〉

#### Q26. 出資金とは？

当組合では、ご預金・ご融資をご利用いただける方を原則、組合員の方と限らせていただいております。信用組合の組合員になるためには、組合員資格のある方が信用組合に出資をしていただく必要がございます。

- ・ 出資金は、基本的に 20 口の 10,000 円以上をお願いしております。(1 口 500 円)
- ・ 出資口数は、増やしたり減らしたりすることができます。
- ・ 出資金は預金とは異なり預金保険制度の対象とはならず、保護されておりません。
- ・ 出資金は当組合の承諾を得て、他の組合員または組合員の資格をもつ方に譲渡することができます。
- ・ 出資金には配当金が支払われます。(但しその年度の業績によっては配当金が出ない場合もあります。)
- ・ 配当金のお支払方法は指定口座への自動振替となりますので、当組合に口座をお持ちでないお客様は、併せて口座開設のお申込みが必要です。
- ・ 当組合では出資証券の発行はいたしません。

※事業年度の途中で出資加入した場合は、加入した翌月から起算し月割計算で支払われます。

※配当金が支払われるのは、その事業年度末現在での組合員に限られます。

※その事業年度の途中で譲渡または法定脱退した組合員の出資については、配当金は支払われません。

※出資金加入の受付から組合員登録(承認)までに若干の日数を要します。

#### Q27. 組合員とは？

当組合に出資されている方を組合員と称しています。出資金は定款において 1 口/500 円と定められておりますが、20 口/1 万円からの加入をお願いしております。

#### Q28.出資金は預金とは違いますか？

出資金とは信用組合が事業を行うための資金の一部であり、預金のように自由に引き出すことはできません。一方で、「入会金」や「会費」とも違い、信用組合のお金であると同時に、組合員様自身のお金でもあります。出資金を引き出すには脱退手続きが必要です。なお、出資金は預金保険制度の保護対象外となります。

#### Q29.配当金とは？どのように支払われますか？

配当金は、事業年度ごとに経営が黒字で余剰金が出た場合、出資額に応じて公正に配当します。余剰金が出ない場合は、配当はありません。前年度分の出資金の配当率は、毎年6月の総代会で決められます。配当金は、お客様のメールオーダーサービス専用普通預金口座に入金することによりお支払いいたします。配当金の支払いに際しては、毎年、当組合総代会開催後に「出資配当金支払通知書」を郵送させていただきます。

#### Q30.組合員の脱退はどうすればよいですか？

脱退には法定脱退と自由脱退及び譲渡脱退の方法がございます。

※自由脱退・法定脱退による「出資口数の持分の払戻請求権」の時効は2年です。

##### 【法定脱退】

当組合の営業地域(岡山県、香川県、愛媛県、佐賀県、大分県、福岡県、山口県、広島県、島根県、長崎県、熊本県、鳥取県)以外への転出された場合や、組合員本人が死亡した場合です。

除名以外は申請して頂いた後、出資金はお返ししますが、法定脱退した事業年度の配当金は受け取ることはできません。

##### 【自由脱退】

組合員本人の都合で脱退する場合、4月から9月までに脱退申請していただいた分を翌年6月の総代会後にお返しします。

##### 【譲渡脱退】

当組合の承諾を得て、他の組合員または組合員資格をもつ方に出資持分を譲渡する方法です。

譲受人がいらっしゃる場合はその時点で払い戻しされますが、譲受人がいらっしゃらない場合は自由脱退扱いとなります。

譲渡脱退する年度の配当金は受け取れません。

本サービスは組合員限定ですので、脱退する際は、普通預金・定期預金ともに解約していただく事になります。詳しくは、スマイル支店までお問い合わせください。

## 〈解約・その他〉

### Q31.定期預金を解約（中途解約）したいのですがどうしたらよいですか？

解約希望日の1か月前から1週間前までの間にホームページの「解約」ボタンから「定期預金解約依頼書」の請求をしていただくか、またはフリーダイヤルから「定期預金解約依頼書」の請求をしていただきます。

「定期預金解約依頼書」に解約希望日をご記入し、届出の印章により捺印のうえ、定期預金証書、本人確認書類（1点）を合わせてお送りください。

解約希望日（解約希望日が当組合休業日にあたる場合はその翌営業日）の前営業日までに書類がスマイル支店に到着するようにご郵送お願いします。解約希望日以降に到着した場合は、郵送到着日の翌営業日以降にお手続きいたします。

またご郵送の際は、なるべく簡易書留郵便等の記録が残る形でご郵送ください。差額郵送料はお客様負担となりますのでご了承ください。

### Q32.普通預金を解約したいのですがどうしたらよいですか？

普通預金解約の際には、必ず出資金の解約（脱退）手続きを合わせて行っていただきます。

解約希望日の1か月前から1週間前までの間にホームページの「解約」ボタンから「普通預金解約依頼書兼出資脱退申請書」の請求をしていただくか、またはフリーダイヤルから「普通預金解約依頼書兼出資脱退申請書」の請求をしていただきます。

「普通預金解約依頼書兼出資脱退申請書」に解約希望日をご記入し、届出の印章により捺印のうえ、定期預金証書、本人確認書類（1点）を合わせてお送りください。ただし、定期預金のお預け入れがある場合は、解約できません。

### Q33.解約書類が解約希望日の前営業日までにスマイル支店に届かなかった場合はどうなりますか？

必要書類が解約希望日の前営業日までにスマイル支店に到着しない場合は、到着した翌営業日以後に解約手続きを行いますので、希望日より手続きが遅れます。

### Q34.解約金はどのように返金されますか？

普通預金・定期預金・出資金の解約金は、申込書または解約依頼書に記載していただいた、ご本人さま名義の他行振込指定口座にお振込みいたします。

### Q35.手数料はかかりますか？

手数料はかかりません。ただし、記載不備等により振込が成立せず改めて振込する場合は、当組合所定の振込手数料をいただきます。



**Q36.お届け印を変更したい場合はどうしたらよいですか？**

ホームページの「諸届変更」ボタンより、届出事項変更届の書類をご請求ください。

またはフリーダイヤルからも書類をご請求いただけます。

必要事項をご記入し、新旧印章をご捺印のうえ、本人確認書類（1点）を合わせてお送りください。

なお印鑑を紛失された場合は、直ちにフリーダイヤルにご連絡下さい。

**Q37.住所、氏名、電話番号等が変わった場合はどうしたらよいですか？**

ホームページの「諸届変更」ボタンより、届出事項変更届の書類をご請求ください。

またはフリーダイヤルからも書類をご請求いただけます。

必要事項をご記入し、届出の印章により捺印のうえ、本人確認書類（1点）を合わせてお送りください。

※住所変更に伴い、当組合営業地区外に転居された場合は、組合員資格を喪失する事となり、本サービスを受けられなくなります。その際は、フリーダイヤルにお問い合わせください。